令和７年度　福島県産業振興センター

kintoneを活用した企業支援情報システム構築業務委託

プロポーザル実施要項

令和７年３月

（公財）福島県産業振興センター

１　目的

　　本要項は、福島県産業振興センター（以下、「当センター」という。）で設置をするkintoneを活用した企業支援情報システムの構築を請け負う事業者の選定に向けて実施するプロポーザル方式の概要及び審査、その手続きを定めることを目的とする。

２　概要

1. 名称

令和７年度福島県産業振興センターkintoneを活用した企業支援情報システム構築業務委託

1. 業務内容

「令和７年度福島県産業振興センターkintoneを活用した企業支援情報システム構築業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

1. 提案上限額

　　　　金　６,５００,０００円（消費税及び地方消費税を除く）

３　契約に関する事項

1. 契約の方法

契約の締結は、プロポーザルで選定された契約候補者と当センターの間で協議を行い、協議が成立した場合に公益財団法人福島県産業振興センター財務規程第41条第3項及び第42条第1項に定める随意契約の方法で企業支援情報システム構築業務にかかる委託契約を締結する。なお、企画提案内容（見積金額を含む）によっては、そのまま契約となるとは限らない。

　　　契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約の締結をしないことがある。

1. 費用の支払い

　　　委託経費の支払については、業務完了後一括払いとする。ただし、運用サポート（保守）については一括前払いとする。

1. 費用の分担

　　　受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額にすべて含まれるものとし、当センターは契約金額以外の費用を負担しない。

４　参加届及び提出方法

1. 参加申請について

　　　参加申請に関する必要書類、提出方法については以下のとおり。

　　ア　必要書類

①　参加申込書（様式第1号）

②　反社会的勢力でないことの表明・確約等に関する同意書（様式第2号）

③　役員等名簿（様式第3号）

④　履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（過去3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可。）

⑤　会社概要（会社案内、沿革などを記載・自由様式・パンフレット可）

⑥　システム開発実績書（元請けとして他県中小企業支援機関等でのkintoneを活用した類似システムの構築実績を記載・自由様式）

　　イ　提出方法

　　　　上記「ア　必要書類」を「12　問い合わせ・申し込み先」に記述の提出先へ直接持参又は郵送すること。

　　ウ　提出締切日時

　　　　令和7年4月4日（金）17時00分（郵送の場合は同時刻必着）

　　エ　参加資格審査結果について

　　　　令和7年4月7日（月）発送で、参加申請のあった全員に参加資格審査結果（様式第4号･第5号）を通知する。

５　提案書等の提出

1. 必要書類について

　　ア　企画提案書（任意様式）･･･5部提出

　　　①　企画提案書の用紙サイズは、A4判（A3判折り込みは可、A4判2ページ分としてカウント）とし、総ページは表紙並びに目次を除き、最大30ページまでとするが、できるだけ簡潔にまとめること。

　　　②　ページ中央下又は右下にページ番号をふること。

　　　③　上記以外の記述様式は任意とする。

　　イ　見積書

　　　　見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を除く金額とする。

　　　　費用として、設計・構築に係る費用、プラグインの使用に係る費用、安定稼働に向けた運用サポート費用を記載すること。プラグインが年額制の場合は１年間の使用に係る費用を記載すること。

　　　　また、見積書は封筒に入れ封緘（封の糊付け）し、封筒の繋ぎ目に割印（押印）すること。

　　ウ　提出方法

　　　　上記ア、イを「12　問い合わせ・申し込み先」に記載の提出先へ直接持参又は郵送すること。また、アの電子データを電子メールにて提出すること。

　　オ　提出締切日時

　　　　令和7年4月16日（水）17時00分（郵送の場合は同時刻必着）

６　質疑・応答

　　仕様書、プロポーザル等に関する質問については、令和7年4月11日（金）12時00分まで受け付ける。参加申込書の提出締切までは当センターHPに公開し、締切以降は参加者全員に通知する。質問は「12　問い合わせ・申し込み先」に記載の問い合わせ先へ電子メールを送付すること。

７　参加の辞退

　　プロポーザルへの参加を辞退する場合は辞退届（様式第6号）を提出すること。

８　選定・審査方法等

1. プロポーザル方式（提出物の審査、見積価格を勘案の上、総合的に選定）

　　　当センターが別に定める委員により組織された「福島県産業振興センター企業情報システム構築業務委託プロポーザル審査会」が、本書「９　評価方法及び選定基準」に基づいて公正かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を契約候補者として選考する。企画提案が1社のみの場合であっても、審査は実施する。

　⑵　審査方法

　　　書類審査を実施する。

９　評価方法及び選定基準

　⑴　評価方法

　　　評価方法は、技術評価点に価格評価点を加算し、総合評価点を算出する総合評価方式による評価を行う。

　　　各評価の配点は、技術評価点を70点、価格評価点を30点とし、合計100点を満点とする。

|  |
| --- |
| 総合評価点（100点）＝　技術評価点（70点）＋価格評価点（30点） |

ア　技術評価点

　　　技術評価点は、次の７項目について、提出された企画提案書を審査員が評価した点数の平均点を評価点とする。

【評価項目、評価方法】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価方法 | 倍率 |
| 本事業に対する取組 | 本業務の目的や基本方針を理解したうえで、具体的な企画提案となっている。 | ２倍 |
| 開発体制 | 具体的なスケジュールと業務分担のもと、遅滞なく開発できる体制にある。 | ２倍 |
| 開発実績 | 本構築に従事する技術者において、他県中小企業支援機関等における類似システムの構築実績がある。 | ３倍 |
| わかりやすい構成 | 専門外の職員でも利用しやすいようなシステム構成となっている。 | ２倍 |
| 将来的な拡張性の確保 | 導入後の拡張性について具体的に提案されている。 | ２倍 |
| 安定稼働までの保守 | 構築後から安定稼働までの保守体制が整っている。 | ２倍 |
| 有用な機能等の提案 | 仕様書に記載の無い事項でも有用な機能等が提案されている。 | １倍 |

【評価水準】

|  |  |
| --- | --- |
| 評価水準 | 点数 |
| 優れている | ５ |
| やや優れている | ４ |
| 普通 | ３ |
| やや劣っている | ２ |
| 劣っている | １ |

イ　価格評価点

　　　　提出された見積価格を次の計算式に入力し、算出した点数を価格評価点とする。

|  |
| --- |
| 価格評価点＝30点×（提案者の最低「見積価格」／「見積価格」） |

⑵　選定基準

　　　総合評価点の高い者を契約候補者とする。その後、契約候補者は速やかに当センターと提案内容の確認を行い、契約についての協議を行う。

なお、契約候補者との協議が整わない場合は、次点の提案者と契約についての交渉を行う。

10　事業スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 参加申込書の提出期限 | 令和7年4月4日（金）17時00分 |
| 参加資格審査結果通知 | 令和7年4月7日（月） |
| 質問の受付期限 | 令和7年4月11日（金）12時00分 |
| 提案書等の提出期限 | 令和7年4月16日（水）17時00分 |
| プロポーザル審査日 | 令和7年4月17日（木） |
| 審査結果通知 | 令和7年4月18日（金）予定 |
| 契約予定日 | 令和7年4月予定 |

11　その他

　⑴　失格又は無効

　　　次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

　　ア　締切期間を過ぎて提出書類が提出された場合

　　イ　提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

　　ウ　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

　　エ　他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

　　オ　契約候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

　⑵　著作権・特許権

　　　提案書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて提案者が負うものとする。

　⑶　複数提案の禁止

　　　提案者は、複数の提案書の提出はできない。

　⑷　提出書類の変更の禁止

　　　提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、当センターが提出を求めた場合はこの限りではない。

　⑸　返却

　　　提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

　⑹　費用負担

　　　企画提案書の作成、提出などプロポーザル参加に要する経費などは、すべて提案者の負担とする。

　⑺　使用言語及び単位

　　　使用言語及び単位は日本語とし、通貨単位は円とする。

　⑻　その他

　　　本要項に定める事項の他、必要な事項については、別途当センターが定めるものとする。

12　問い合わせ・申し込み先

　　公益財団法人福島県産業振興センター

企画管理部　総務企画課

〒960-8053　福島県福島市三河南町１－２０　コラッセふくしま６Ｆ

TEL024-525-4070　FAX024-525-4079

E-mail　soumu@f-open.or.jp

令和７年度　福島県産業振興センター

kintoneを活用した企業支援情報システム構築業務委託仕様書

１ 概要

1. 件名

令和７年度　福島県産業振興センターkintoneを活用した企業支援情報システム構築業務委託仕様書

1. 目的

公益財団法人　福島県産業振興センター（以下「当センター」という。）が使用する現行の顧客情報システム（以下「顧客情報SYS」という。）に代わる新システムを構築する。

1. 事業概要

当委託業務では、kintoneを導入し、顧客情報SYSに代わる新しいシステム（以下「新SYS」という。）を構築し、顧客情報SYSで有するデータベースを新しいシステムへ移行するもの。

1. 基本方針

ア 当センターの業務運営に当たっては、次の項目が特に重要であることを本業務の受託者（以下「受託者」という。）は十分に理解した上で、各項目の実現に向けて創意工夫を尽くして業務を実施すること。

・データベース入力作業の負担をできる限り軽減すること。

・構築後のデータベースの更新、修正作業をできる限り効率化すること。

・当センター外からのアクセスが可能であること。

・構築後の運用サポート（保守）についても対応が可能であること。

イ 受託者は、新SYSが当センターの設立目的である「県内中小企業等の経営基盤の強化、経営の⾰新、創業の促進、技術の高度化等を⽀援する事業とともに、産業の基盤となる科学技術の振興に必要な事業を行い、もって本県産業の発展に寄与すること」を達成するための基幹システムであることを理解した上で、従事者に構築業務の重要性と意義を意識させるとともに、当センターに対して業務改善のための積極的な提案を行うこと。

ウ 受託者は、適切かつ円滑な業務の遂行のために、必要な体制を整備すること。

エ 受託者は、受託したすべての業務の遂行のために、従事者に当センターと円滑な連携を図らせること。

オ 本業務の実施にあたり、当センターが特に必要と認めた場合は、受託者との協議の上、本仕様書の一部について変更ができるものとする。

1. 委託期間

構築期間は契約締結日より令和7年9月30日（火）までとする。

構築後の安定稼働に向けた運用サポート期間は令和7年10月1日（水）から令和8年3月31日（火）までとする。

1. 調達範囲

本業務における調達範囲は、以下のとおりとする。

ア 新SYSの環境構築

イ データ移行（既存データベースからの移行）・検査

ウ 新SYSの利用に係る職員研修の実施

エ 操作・運用のマニュアルの作成、提供

オ 構築後の運用サポート（保守）

1. 業務スケジュール

受託者は、以下に示す業務内容を実施する。本業務に係る全体スケジュールは、概ね次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 業務名 | 令和7年 | | | | | | |
| 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 設計・構築・テスト |  |  |  |  |  |  |  |
| データ移行（リハーサル） |  |  |  |  | ★ |  |  |
| 研修の実施 |  |  |  |  |  |  |  |
| 受入テスト（立ち合い含） |  |  |  |  |  |  |  |
| データ移行（本番） |  |  |  |  |  |  | ★ |
| 稼働開始 |  |  |  |  |  |  |  |
| 構築後のサポート |  |  |  |  |  |  |  |

1. 納品物

ア 納品の条件

・納品物の納入期限は下表「納品成果物および納入期限」のとおりとする。

・納品図書は電子媒体として、１部を提出すること。

・電子媒体のファイル形式は、Microsoft Word、同 Excel、同 PowerPoint で修正できるファイル形式及び PDF 形式（範囲指定、検索ができる状態の形式）とすること。

イ 納品成果物および納入期限

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 納品成果物 | | 納入期限 |
| 1 | 事業計画書 | 契約締結後 15日以内 |
| 2 | 要件定義議事録 | 令和7年6月30日まで |
| 3 | システム設定書 | 令和7年7月31日まで |
| 4 | 管理者用マニュアル、利用者用マニュアル | 令和7年7月31日まで |
| 5 | 業務完了報告書 | 令和7年9月30日まで |

ウ 納入場所

公益財団法人　福島県産業振興センター

〒960-8053福島市三河南町1番20号　コラッセふくしま　６階

電話番号024-525-4070

2 業務要件

1. 事業計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに、業務スケジュール及び新SYS構築に関する全体の進め方を明らかにした事業計画書を当センターへ提出すること。

1. 新SYSの構築移行

ア 顧客情報SYS（※参考資料「顧客情報SYS概略.pdf」参照）をもとにデータベースを分析し、画面デザイン等を構築すること。

イ 顧客情報SYSの課題を洗い出し、目的にあった設計を行うこと。

ウ 使用者の視点に基づいたわかりやすい情報分類、入力作業の負担軽減となるデータベースの構造を設計すること。

エ 新SYS構築の際は、定期的（1～2週間毎）に打合せを行いながら設計、構築を実施すること。

オ 新SYSは、顧客情報SYSを分析し当センターと協議した結果、必要と思われるカテゴリー・項目を適宜追加・ 削除しながら構築すること。

カ 新SYS構築後、顧客情報SYSのデータを新SYSへ移行すること。

　なお、データ移行が必要な概算件数は以下のとおり。

　・企業情報6,000件

　・企業担当者情報10,000件

　・相談記録12,000件

　・取引あっせん記録

発注者情報10,000件、受注者情報23,000件、紹介情報30,000件

1. 新SYSの利用に係る操作説明および研修の実施

受託者は、新SYSおよび連携したサービス等の操作・運用に必要なマニュアル一式を当センターに提供するとともに、管理者および代表職員向けに操作方法、動作検証、運用管理方法、エラー発生時の対処方法など新SYSの導入に当たって必要な知識・技術を習得するための研修を実施すること。研修場所は、当センターが指定する場所（オンライン含む）とし、研修に用いる資料は受託者が作成するものとする。

なお、受講者は１０名程度、回数は１回、研修時間は２時間程度とする。

1. サポートの保証

受託者は、委託期間終了後、保守契約を締結し使用方法に関してのサポートを保証すること。軽微な改修（項目の追加・修正、帳票レイアウトの修正）については対応すること。保守契約は1年ごとの更新とする。

1. 問合せ窓口の設置

受託者は、メール、電話等による各種相談・問い合わせを受けることができる窓口を設置すること。

メール受付時間：24時間

対応時間：平日 9:00～17:30

1. その他

受託者は、本業務の実施に当たって必要なソフトウェア等を購入した場合は、作業実施後に当センターに納入すること。その際、受託者は、納入ソフトウェア製品一式、ソフトウェア構成表、ライセンス関係資料（ライセンス証書、 ライセンス種別、ライセンス数、ライセンス料等）、導入作業手順書、設定作業報告書を当センターに提出すること。

３ システム要件

1. 規模要件

本システムの利用者等は以下のとおり想定しているため、システムの性能については、これらが利用することによって支障がないものとすること。

ア ユーザー数

80アカウント

イ データ容量

１ユーザー当たり5GB 相当のデータ容量を利用

ウ 同時利用者数

40人程度

1. 性能要件

kintoneを活用する新SYSは以下の性能を満たしているものとすること。なお、kintoneの標準機能で満たせない場合は外部ツールやプラグイン等の連携サービスによる提供によるものでも差し支えないこととする。

ア システムは現行のネットワーク環境で利用できるものとすること。

イ ID とパスワードによってログインし、システムを利用できるものとすること。

ウ ノンプログラミングでアプリケーションのユーザーインターフェースが作成できること。

エ ノンプログラミングでアプリケーションの項目の追加、変更、削除ができること。

オ ノンプログラミングでワークフローの設定ができること。

カ ユーザーインターフェースの作成や項目の追加、変更、削除については、標準機能としてドラッグ＆ドロップでの操作が可能なこと。

キ 運用開始後に、ユーザーインターフェースや項目、ワークフローの設定変更が可能なこと。

ク アプリケーションごと、レコードごと、項目ごとの 3 つのレベルでアクセス制限を設定できること。

ケ ワークフローは、同じデータベースを利用し、ユーザー管理を一括で実施できること。

コ 各アプリケーションに、閲覧、登録、ダウンロードなどの監査用ログの取得が可能であること。

サ 外部サービス、プラグイン等の連携サービスが利用できること。

シ 新SYS内の情報を帳票（添付資料「参考帳票.pdf」参照）として出力できること。

ス その他顧客情報SYSにある機能（添付資料「顧客情報SYS概略.pdf」参照）は原則再現すること。ただし、kintoneのシステム上、再現が難しい場合、または不要と考えられる機能の場合は当センターと協議の上、要件に含めないものとする。

なお、使用が想定されるプラグインは以下のとおりであるが、提案にあたってはこれに縛られるものではない。

ATTAZoo+ :自動採番、簡単検索、簡易レコードの集計に使用

krewSheet :Excel的な入力の実現に使用

krewData :データの収集に使用

レポトン :報告書の出力に使用

1. 機能要件

添付資料「全体イメージ案.pdf」を参考とする。

1. 信頼性要件

ア 複数の使用者端末からの同時更新等により、データの整合性が失われたり、処理が停止したりしない設計・実装を行うこと。

イ 運用時における操作ミス、異常動作など様々な脅威からシステム、データを保護し、障害発生時の迅速な復旧を可能とすること。

1. 拡張性要件

ア 使用者端末の増加、データの追加に対して、柔軟に対応できる構成とすること。

イ 使用者やデータ量の増加に対して、プログラムやファイル等の改修なく対応できるよう、データベースやファイル等の容量に余裕を持たせること。

1. 可用性要件

ア システムの運用時間は、計画的なメンテナンス等の停止を除き、24時間365日の利用を前提とすること。

イ システムの不具合発生時に、早急な修正対象の特定と修正計画が可能な仕組みを用意すること。

1. その他

本仕様は、当センターが顧客情報SYSの機能を移行させるための最低限必要と考えているものであり、受託者はリニューアルの目的や基本方針等を考慮し、その専門的な立場から、今後の技術革新や他の事例を見据え、効果的な仕組みや機能を取り入れること。

また、kintoneのアカウントは別途用意する。

４ その他

1. 受託者は、当センターと委託契約を締結するものとする。
2. 構築した新SYSの所有権、著作権は、納品後、当センターに無償で引き渡すものとする。
3. 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により報告し、当センターの承諾を得た場合は、この限りではない。
4. 本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義を生じたときは、当センターと協議のうえ、その指示に従うものとする。
5. 受託者は、元請けとして他県中小企業支援機関等でのkintoneを活用した類似システムの構築実績を有すること。
6. 受託者は、プライバシーマークやISO27001等、第三者機関の審査によるセキュリティ基準の認定を取得していること。
7. 情報セキュリティの取扱については、「（公財）福島県産業振興センター　情報セキュリティ対策基準」等の関係する各規程に従うものとする。

（様式第1号）

参加申込書

令和　　年　　月　　日

公益財団法人福島県産業振興センター理事長様

（参加申込者）

所在地

商号又は名称

代表者氏名

「令和７年度福島県産業振興センターkintoneを活用した企業支援情報システム構築業務委託」について、「令和７年度福島県産業振興センターkintoneを活用した企業支援情報システム構築業務委託プロポーザル実施要項」に基づきプロポーザルへの参加を申し込みます。

【担当者】

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者部署 |  |
| 担当者氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| ファックス番号 |  |
| メールアドレス |  |

（様式第2号）

**反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書**

公益財団法人　福島県産業振興センター理事長　殿

私及び当社は、次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴センター入札参加資格の制限及び貴センターとの契約が拒絶されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

　①貴センターとの取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

　１．暴力団　２．暴力団員　３．暴力団準構成員　４．暴力団関係企業

５．暴力団員でなくなってから５年を経過していない者

６．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

　７．前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

イ　前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること

ロ　前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること

　　ハ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって

前各号に掲げる者を利用したと認められること

　ニ　前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められ

ること

　　ホ　その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

　②自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

　１．暴力的な要求行為　２．法的な責任を超えた不当な要求行為

３．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

４．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴センターの信用を棄損し、または貴センターの業務を妨害する行為

５．その他前各号に準ずる行為

③上記に関して不法行為があった場合は法的措置(民事・刑事)を講じられても構いません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記入日　　　　年　　月　　日

住所（又は所在地）

　　社名及び代表者名又は

　　個人事業主の氏名

（様式第3号）

役員等名簿

令和　年　月　日現在

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職 | フリガナ  氏　　名 | 住所 | 性別 | 生年月日 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

(注1)　個人の場合は身分証明書に記載されている本人、法人の場合は履歴事項全部証明書の「役員に関する事項」

　　　　に記載されている者(協同組合等の場合は理事)を記入してください。

(注2)　申請日時点の役員について全て記載してください。

　　　　なお、登記が済んでいない者がいる場合は、登記後速やかに履歴事項全部証明書を改めて提出してください。

(注3)　欄が不足する場合は複数枚提出してください。

（様式第4号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　７福産振第　　号

令和　年　月　日

事業者名　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　公益財団法人福島県産業振興センター

　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　野地　誠

参加資格審査結果通知書

貴社は、「令和７年度福島県産業振興センターkintoneを活用した企業支援情報システム構築業務委託」における参加資格審査の結果、プロポーザル審査の提案事業者となりました。

ついては、企画提案書類の審査を行いますので、期日までに提出してください。

提出締切　令和７年４月１６日（水）１７時００分（郵送の場合は同時刻必着）

提出先　福島県福島市三河南町1-20　コラッセふくしま6階

　　　　公益財団法人福島県産業振興センター　企画管理部総務企画課

（様式第5号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　７福産振第　　号

令和　年　月　日

事業者名　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　公益財団法人福島県産業振興センター

　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　野地　誠

参加資格審査結果通知書

貴社は、「令和７年度福島県産業振興センターkintoneを活用した企業支援情報システム構築業務委託」における参加資格審査の結果、不採用となりましたので通知します。

（様式第6号）

辞退届

令和　　年　　月　　日

公益財団法人福島県産業振興センター理事長

所在地

事業者名

代表者氏名

　「令和７年度福島県産業振興センターkintoneを活用した企業支援情報システム構築業務委託」に関するプロポーザルについて、参加を辞退したいので届け出ます。

辞退の理由：